

第1回

第2回

小委員会の審議経過

議会の議員の定数及び任期の取扱い に関する小委員会

・【会議日程】 第1回 1月15日
第2回 1月29日

・【小委員会の委員長・副委員長】
委員長 宮腰英武さん(板倉町)
副委員長 西田行男さん(大湯町)

【協議会が調査、審議等を指定した事項】（論点）

- ・ 特例を採用するかどうか
- ・ 定数特例か、在任特例か
- ・ 特例期間を、上越市の議員の残任期間のみとするか、合併後最初に行われる一般選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間も特例とするか

【第1回、第2回の審議経過】

この小委員会では、3つの論点について審議することになっていますが、第1回の会議では、まずは「特例を採用するかどうか」について審議され、「特例を採用する」ことで意見が集約されました。

また、第2回の会議では、はじめに、「採用する特例措置」について審議され、「定数特例を採用する」ことで意見が集約されました。続いて、「特例措置の期間」について、各市町村それぞれの意見が出された後、審議に移りましたが、意見の集約には至らず、次回の委員会で引き続き審議を行うこととなりました。

※ 定数特例とは…

定数特例とは、編入される市町村の区域で選挙区を設けて増員することができるというものです。上越市の場合、議員数については、現在の上越市の議員定数30人に加え、13町村で18人が増員されることとなります。また、特例を適用する期間（特例期間）については、「合併特例法」により、上越市の議員の残任期間のみとするか（3年3か月）、合併後最初に行われる一般選挙の任期に相当する期間も特例とするか（計7年3か月）、の2つの選択肢があります。

地域審議会及び地域自治組織（仮称）の 取扱いに関する小委員会

・【会議日程】 第1回 1月23日
第2回 1月29日

・【小委員会の委員長・副委員長】
委員長 大場崇夫さん(頸城村)
副委員長 武田美紀さん(三和村)

【協議会が調査、審議等を指定した事項】（合併協定書記載文案）

1 地域協議会

- (1)市内の一定の区域に係る施策にその区域の住民の意見を反映させるため、地方自治法に基づく市長の附属機関として地域協議会（以下「協議会」という。）を置く。
- (2)協議会は、現在の各町村の区域ごとに置く。
- (3)各区域に置く協議会の名称は、合併前に各町村が案を作成する。
- (4)協議会は、住民に基盤を置く機関として、住民の主体的な参加を求めつつ、多様な意見の調整を行い、協働の活動の要となる。また、市長の諮問に応じ、次の事項等を調査審議し、答申する。さらに、これらの事項等に関し市長及び当該区域を所管する支所長に自主的に意見を述べるができる。
 - 当該区域において行われる施策(予算措置を伴うものを含む。)の策定及び実施に関すること
 - 当該区域における重要な施設の設置及び廃止等に関すること
 - 新市建設計画の当該区域に係る変更及び実施に関すること
- (5)協議会は、委員をもって組織する。委員は、その協議会の区域において選挙された者を市長が選任する。なお、選挙された者の数が定数に満たない場合においては、市長が必要に応じて選任する。
- (6)協議会の委員の定数は、現在の議員定数を目安におおむね10人以上25人以下の範囲内で、合併前に各町村が案を作成する。
- (7)協議会の会議は、必要に応じて開催する。

2 地域自治組織（仮称）

地域自治組織（仮称）については、法律の改正等があった場合には、合併後も含め、改正等の内容を考慮して検討する。

【第1回、第2回の審議経過】

合併協定書に記載する文の案について審議するこの小委員会の第1回、第2回の会議では、「委員の選挙の方法」や「委員の報酬」、「地方制度調査会の答申で提案された地域自治組織との違い」など、提案されている文案に対する質問が出されました。

次回からは、提案されている文案に対する各市町村の意見をもとに審議を行うこととなりました。

新市の施策及び事業に関する小委員会

・【会議日程】 第1回 1月23日
第2回 1月29日

・【小委員会の委員長・副委員長】
委員長 村山秀幸さん
(新潟県上越地域振興事務所長)
副委員長 金井 純さん(牧村)

【協議会が調査、審議等を指定した事項】

1 事業選定の基本的な考え方

- 新市建設計画は、本来、「新市建設の根幹となるべき事業(合併特例債活用事業等)」を位置付けるものであるが、当地域の合併においては、編入方式により13町村の総合計画が消滅することに鑑み、13町村の事業については、合併後の上越市建設の根幹となるべき事業にとどまらず、各町村の総合計画に登載された事業等を位置付けるものとする。
上越市の事業については、合併後も総合計画が存続することから、合併後の上越市建設の根幹となるべき事業のみを新市建設計画に位置付けるものとする。
- 新市建設計画は、合併後の上越市の財政状況を考慮し、合理的で健全な財政運営に裏付けられた着実な計画とする観点から、財政計画における普通建設事業費に充当できる財源の範囲内で登載事業を選定するものとする。
- 合併特例債については、合併後の上越市の財政状況や各事業の適債性等を総合的に検証して活用すべきものであり、事業の財源として、より有利な起債への振替措置として活用することを原則とする。

2 対象事業

- 新市建設計画には、合併後10年間(平成17~26年度)に上越市において実施を予定する事業に登載する。
- 事業は以下の区分によることとし、ハード、ソフト両事業を対象とする。

事業区分		事業概要
合併後の上越市が事業主体となる事業	① 共通事業	○合併を契機に、合併後の上越市として優先的に実施すべき事業で、事業効果が広域的にもたらされるもの a) 合併後の上越市の一体性の確立を図る事業 (例) ・広域幹線道路整備事業 ・情報ネットワーク等整備事業 ・合併後の上越市全体で取り組むソフト事業など b) 合併のメリットをいかす拠点性の高い施設整備事業 (例) ・廃棄物処理施設整備事業 など c) 上越地方拠点都市地域整備基本計画に位置付けられた事業
	② 地域事業	○各市町村の総合計画等に位置付けられた共通事業以外の事業で、各市町村の地域特性をいかした事業や地域課題に対応する事業 ○市町村間の行政サービスの水準の均衡を図るための施設の整備
	③ 公営企業会計事業	○水道(簡易水道)事業、下水道(農業集落排水)事業、ガス事業など、公営企業会計(法非適用企業会計を含む。)で実施する事業
県が事業主体となる事業	④ 県事業	○新潟県が策定した地域計画に位置付けられている事業のうち、合併後の上越市建設の根幹となるべき事業 ○地域計画が示されていない分野、事業については、別途県と協議し、内協議が整った事業

【第1回、第2回の審議経過】

第1回の会議では、新市建設計画に登載する事業を、共通事業、地域事業、公営企業会計事業、県事業の4つの区分に分けて審議することを確認し、まず、共通事業について、どのような事業がふさわしいと考えるかについて意見が出されました。また、事務局から、合併後の上越市として共通事業と地域事業に充当できる財源について説明がありました。

第2回の会議では、前回の意見を踏まえ、共通事業を、①合併することにより新たに整備が必要となる事業、②新市の一体性の確立を図る事業、③合併の効果をいかす拠点性の高い施設整備事業、④上越地方拠点都市地域整備基本計画に位置付けられた事業として整理しました。次回からはこの考え方を基に、具体的な事業について審議を行うこととなりました。

新市の名称に関する小委員会

- ・【会議日程】 第1回 1月15日
第2回 1月29日

- ・【小委員会の委員長・副委員長】
委員長 笹川一成さん
(えちご上越農業協同組合代表理事副組合長)
副委員長 田中昭平さん(上越市)

【協議会が調査、審議等を指定した事項】

- ・市町村の名称を変更しようとするときは条例で定めるものとされており、合併する、しないにかかわらず、当該自治体の固有の権利である。
- ・合併に合わせて上越市の名称を変更する場合は、現在のの上越市の議会における条例制定による。したがって、上越市が最終的な判断をすることとなる。
- ・これらを踏まえ、合併協議会においては、上越市の名称を変更するかどうかを含め、議論する。

【第1回、第2回の審議経過】

「新市の名称」を小委員会で審議することが決まった1月15日、「少しでも早く小委員会での審議を始めたい」という会長の提案により、準備的な位置付けの中で第1回会議が行われました。当日は「上越市」の名称の起源を紹介した上で、委員の皆さんから市名に対する感想や意見が出されました。

第2回の会議では、小委員会として協議会から付託された「協議事項」を改めて確認し、議論の方向性や審議の方針が話し合われました。

「それぞれのまちの住民がこの合併に対し、認識と理解を深め、合併後の新しいまちが一体感を出せるよう大いに市の名称について議論すべきでは」などの意見が出されました。

自治基本条例に関する小委員会

- ・【会議日程】 第1回 1月15日
第2回 1月29日

- ・【小委員会の委員長・副委員長】
委員長 山岸孝博さん
(上越青年会議所直前理事長)
副委員長 武田一也さん(大島村)

【協議会が調査、審議等を指定した事項】

- ・自治基本条例とは一般的に自治体のいわば基本法として、他の条例や各種計画などの策定指針となる「基本条例」としての性格を持つものである。
- ・また、住民の権利を明確にし、自治体の組織・運営に関する基本的事項を網羅した「総合条例」としての性格を持つものである。
- ・このことを踏まえ、合併協議会においては、全国の先進的な例などを参考にしながら、上越市にふさわしい自治基本条例の制定について議論する。
- ・引き続き、上越市において、制定に向けて取組みを進める。

【第1回、第2回の審議経過】

第1回の会議では、「どのようなまちにしたいかという思いを出し合うことから始めたらどうか」、「条例に盛り込む項目について意見を出し合ったらいいのでは」などといった意見が出される中、今後、自治基本条例を制定する目的や条例制定の在り方、条例の構成までを検討することで意見が集約されました。また、「自由に討議する時間を設けてはどうか」という意見を踏まえ、第2回の会議では、3つのグループに分かれて、条例を制定する目的などについて審議が行われました。